

中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 中小企業経営革新支援法施行令の一部改正

一 題名を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令」に改めること。

二 新規中小企業者に係る要件を定めること。

三 特定独立行政法人等の範囲を定めること。

四 創業等関連保証及び異分野連携新事業分野開拓関連保証に係る保険料率を定めること。（第一条関係）

第二 電源開発促進対策特別会計法施行令の一部改正

特定発電用施設の周辺地域等の区域内の特定高度技術産学連携地域における新たな事業活動を行う者等に利用させるための施設の整備に要する費用に係る補助金の交付を電源立地対策に係る財政上の措置とすること。（第二条関係）

第三 産業技術力強化法施行令の一部改正

その特許発明が認定異分野連携新事業分野開拓計画の成果に係るものである場合に、当該計画に従って事業を行う中小企業者を特許料等の軽減措置の対象に含めること。（第二条関係）

第四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

認定異分野連携新事業分野開拓計画に係る事業を行うのに必要な資金を中小企業者に貸し付ける都道府県への融資を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務に含めること。
(第四条関係)

第五 附則

- 一 この政令の施行期日について規定すること。
(附則第一条関係)
- 二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令及び新事業創出促進法施行令の廃止並びに所要の経過措置について規定すること。
(附則第二条から第六条まで関係)
- 三 関係政令の一部を改正するものとする。
(附則第七条から第十六条まで関係)